

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 30 年 3 月 16 日

鹿児島県「核燃料税」の更新

鹿児島県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の鹿児島県「核燃料税」の概要は以下のとおりです。

課税団体	鹿児島県
税 目 名	核燃料税(法定外普通税)
課税客体	①価額割:発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割:発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割:発電用原子炉の熱出力
納 税 義 務 者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割: 100 分の 8.5 ②出力割: 48,450 円/千 kW/課税期間(3か月)
徴 収 方 法	申告納付
収入見込額	(平年度) 2,062 百万円
非課税事項	_
徴税費用見込額	(平年度)0.2百万円
課税を行う期間	5年間(平成30年6月1日~平成35年5月31日)

・平成29年12月18日 鹿児島県議会にて条例案可決

• 平成 30 年 1月 15 日 総務大臣協議

・平成30年3月16日総務大臣同意

担当:自治税務局企画課 西脇係長、安山 TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659